

総行管第961号  
健発0922第8号  
令和4年9月22日

各 { 都 道 府 県 知 事  
都道府県選挙管理委員会委員長  
保 健 所 設 置 市 長  
特 別 区 長 } 殿

総務省自治行政局選挙部長  
厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直し及び新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しに伴う発生届の対象外である特定患者等の特例郵便等投票等について（通知）

「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（令和4年9月12日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を65歳以上の方、入院を要する方など4類型に限定し、保健医療体制の強化、重点化を進めていくこととされました。また、発生届の対象外となる方が体調悪化時等に連絡・相談できる健康フォローアップセンター等の整備・体制強化を進めることとされております。

さらに、「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」（令和4年9月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。令和4年9月13日最終改正。）において、新型コロナウイルス感染症患者の療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないとされました。

上記措置に伴い、発生届の対象外である患者に対する特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号。以下「特例法」という。）第4条に規定する情報提供等については、下記のとおり運用することとなりますので、内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

なお、本件通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

発生届の対象外である患者から特例郵便等投票（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法をいう。以下同じ。）の投票用紙等の請求があった場合には、特例法第4条の規定により、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）又は検疫所長は、市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該事務の実施に必要な範囲内において、当該事務に必要な情報を提供することができることとされていることから、当該規定をもとに、市区町村の選挙管理委員会の委員長は、健康フォローアップセンター等<sup>1</sup>の設置主体である都道府県等又は保健所に請求者の登録情報を確認すること。したがって、都道府県等により医療機関を受診せず自ら検査キットで陽性を確認した者や、医療機関を受診した陽性者（以下「当該陽性者」という。）の登録を受け付ける仕組みを有している健康フォローアップセンター等が設置されている場合において、請求者が、当該陽性者に該当し、当該健康フォローアップセンター等に登録していない場合は、登録するよう促すこととされたい。

請求者の登録情報の提供を受けた市区町村の選挙管理委員会の委員長は、登録情報をもとに、請求者が特定患者等である旨及び請求の時に外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれる旨を確認すること。

この情報の提供は、発生届の対象外である患者から求めがあった場合に個別に行う方法に限られない。例えば、健康フォローアップセンター等の設置主体である都道府県等又は保健所から市区町村の選挙管理委員会に対し、あらかじめ、医療機関を受診せず自ら検査キットで陽性を確認した者や、医療機関を受診した陽性者の登録を受け付けている健康フォローアップセンター等が作成する対象者リスト（以下「対象者リスト」という。）を、選挙期間中交付し、市区町村の選挙管理委員会において、請求書と対象者リストを照合することで、上記の確認を行うことも考えられる<sup>2</sup>。

また、各選挙管理委員会においては、「特定患者等の特例郵便等投票及び濃厚接触者の投票について（通知）」（令和3年6月18日付け総行管第175号・総情郵第99号・健発0618第7号通知）の第4の3（1）、（3）及び（4）に準じて健康フォローアップセンター等の設置主体である都道府県等又は保健所と連携を図ること。

なお、「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」

<sup>1</sup> 健康フォローアップセンター等とは、

- ・医療機関を受診していない陽性者
- ・発生届の対象とならない陽性者

について、必要な相談・支援を提供する機能を有し、自治体によっては機能が複数の組織に分かれているもの。

<sup>2</sup> なお、この確認方法は、差し迫った必要があるなどの理由により、発生届の対象外である患者から求めがあった場合に個別に情報の提供を行う方法によることが困難であるときに許容される方法であることに留意すること。

において、療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないこととされた。

投票所において投票することは「必要最小限の外出」に該当するが、感染拡大防止の観点から、特例郵便等投票を行うことが望ましい。